個人情報適正管理規程

１．個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課の職員とする。個人情報取扱責任者は、競技力向上対策本部事務局長とする。

２．個人情報取扱責任者は、個人情報を取り扱う１に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年１回実施することとする。また、個人情報取扱責任者は少なくとも５年に１回は職業紹介責任者講習会を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

３．取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

　　また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、個人情報取扱責任者は求職者等への周知に努めることとする。

４．求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は競技力向上対策本部事務局長とする。

５．その他個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）に基づき、適正に管理するものとする。

　平成２９年４月３日　制定

　令和　５年４月１日　一部改正

事業所名称　とちぎアスリート・キャリアサポートセンター

事業所在地　栃木県宇都宮市塙田１丁目１番２０号

生活文化スポーツ部スポーツ振興課内